

商品概要説明書

セーフティーネット緊急資金（農業）

（令和2年12月18日現在）

商品名	セーフティーネット緊急資金（鳥インフルエンザ対策緊急資金（農業））
ご利用 いただける 方	○ 当組合の地区内に住所または事務所を有する農業者等で、鳥インフルエンザ等の発生により直接的もしくは間接的な被害を受けた方
資金使途	○ 農業者等の経営の維持安定に必要な資金
借入金額	○ 【個人】10万円以上1,000万円以内 ○ 【法人・任意団体】認定農業者：10万円以上3,000万円以内 認定農業者以外：10万円以上1,000万円以内
借入期間	○ 【証書貸付】6ヶ月以上10年以内（据置期間3年以内） ○ 【手形貸付】1年以内
借入利率	○ 年0.15%
借入方式	○ 手形貸付または証書貸付とします。
返済方法	○ 【証書貸付】元金均等または元利均等返済 ○ 【手形貸付】期日一括返済
担保	○ 原則として無担保
保証	○ 原則として香川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 任意団体の方は、原則として規約等で定める役員を連帯保証人とします。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○ 年0.36% ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

手数料	○ 頂いておりません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として香川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA香川県

商品概要説明書

セーフティーネット緊急資金（農業）

（令和2年11月9日現在）

商品名	セーフティーネット緊急資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（農業））
ご利用いただける方	○ 当組合の地区内に住所または事務所を有する農業者等で、新型コロナウイルス感染症の拡大により直接的もしくは間接的な被害を受けた方
資金使途	○ 農業者等の経営の維持安定に必要な資金（運転資金）
借入金額	○ 【個人】10万円以上500万円以内 ○ 【法人・任意団体】認定農業者：10万円以上2,000万円以内 認定農業者以外：10万円以上1,000万円以内
借入期間	○ 【証書貸付】6ヶ月以上7年以内（据置期間3年以内） ○ 【手形貸付】1年以内
借入利率	○ 年0.15%
借入方式	○ 手形貸付または証書貸付とします。
返済方法	○ 【証書貸付】元金均等または元利均等返済 ○ 【手形貸付】期日一括返済
担保	○ 原則として無担保
保証	○ 原則として香川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 任意団体の方は、原則として規約等で定める役員を連帯保証人とします。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○ 年0.36% ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。

手数料	○ 頂いておりません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として香川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 香川県